

平成30年 第10回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年10月10日（水）
午前10時00分から午前11時15分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（16人）
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行
9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美
13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司
17番 樋口昌子
4. 欠席委員（0人）
農業委員 無し
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第49号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第6 議案第50号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第7 議案第51号 農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配
分計画の決定について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局次長 金崎正一 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 藤田美紀
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局次長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから平成30年10月総会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。大変ご苦労さまです。

ことしは台風の多い年ということで、災害があちこちで起こっておりますけど、9月末から台風24号、10月になって25号と非常に大きな台風が近づきまして、非常に皆さん心配されたことというふうに思います。この地域は、ありがたいことに大きな被害もなく通り過ぎておられました。まだまだこういう危険性があるというふうに思いますけど、何とか過ぎていただければというふうに思います。10月に入りまして、稲のほうもかなり進んでおりますけど、ヒノヒカリやきぬむすめ等、これから本番を迎えるというふうに思います。天候が安定してもらえればなというふうに思っております。

いろいろと話題もあるんですけど、遊休農地の課税強化ということで、固定資産税が1.8倍になるということで進んでおります。農業委員会のほうでも調査を行っているわけですけど、2018年1月1日時点の今の現状というのがこの間新聞のほうに記載されておりました。それによりますと、全国で74ヘクが今のところ課税強化のほうにかかっているということで、このうち190件数、それから36ヘクタールが岡山県というような、ちょっと驚くような数字が出ておりました。この県名がまだ十四、五県ぐらいのことで、その以後がまだかなり出たんじゃろうというふうにも思いますけど、かなり件数が出ているように思います。しかし、1年目から比べると、全国的には16%減少したというふうにもなっておりました。いろいろ遊休農地は全国的に大変なことをごさしまして、農水省のほうも勧告を機に、懲罰が主目的ではないということをごさしまして、農地をどう活用するかというのを、そういう話し合いをつなげることが重要だというふうに記載されております。

真庭市も農地中間管理機構と、農業委員会で11月に農地相談会というのを計画されております。なかなか直接農家から話を伺うということがいろいろ難しいところもありますけど、こういう機会を通じて農地の流動化が進んでいければというふうに思っております。皆さんも大変忙しい時期ではありますけど、何とか時間を割いていただいて出席していただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより10月の総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局次長 ありがとうございます。
ただいまの出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、10月総会が成立していることを報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は13番委員、14番委員を指名いたします。
日程2、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局の説明をお願いいたします。事務局。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は14件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆262㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

番号1番につきまして、推進委員さんのほうが調べていただきましたので、調査書を読まさせていただきます。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は父の農地を相続していますが、耕作は所有者の父母が長年にわたり申請地で家庭菜園に取り組んでこられました。父の死亡により、耕作することができていません。なお、所有者の方

は遠方で仕事をしており、将来帰る予定もなく、今回譲受人に申請地の譲渡の話がまとまり、譲受人が申請地を贈与により取得するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は会社の役員をしながら農業にも従事してきております。譲受人に話を聞いたところ、現在耕作している農地のほかにも簡単な野菜づくりに挑戦するため、所有者と交渉してきています。譲受人は地域づくりの担い手としてもいろいろと意欲的に取り組んでおり、取得後も引き続き必要な農作業に従事すると思われま。その他指摘事項はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号2でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑2筆380㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

同じ推進委員さんが調べていただいております。読まさせていただきます。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は父の農地を相続していますが、遠方に住んでおり、申請地の管理を近くの親戚にお願いしている状況です。所有者の方は高齢で帰る予定がなく、今回譲受人に申請地の譲渡の話がまとまり、譲受人が申請地を贈与により取得するものです。

譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は会社の役員をしながら農業にも従事してきております。譲受人に話を聞いたところ、現在耕作している農地のほかにも家庭菜園に挑戦するため所有者と交渉してきています。譲受人は地域づくりの担い手としてもいろいろと意欲的に取り組んでおり、取得後も引き続き必要な農作業に従事すると思われま。その他指摘事項はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆853㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

それでは、番号3につきまして、去る10月3日に地区担当推進委員の方が現地調査を行われておりますので、報告をさせていただきます。

譲渡人は真庭市の出身でございますけれども、現在は岡山市に在住をされておりまして、病気の関係で車椅子で生活をされておりまして、したがって、こちらにあります農地管理はちょっと不可能となりまして、現在所有しております50から60アールの農地を順次売却等を考えておられるようでございます。きょうはその一環としまして、以前から管理をしておりました譲受人に贈与の話がまとまりまして、するものでございます。

片や、譲受人は4.5ヘクタールの農地を所有しております認定農業者でありますので、3条の許可要件でございます諸要件は全て満たしていると考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号4でございますが、市外の譲渡人が、労力不足によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田2筆604㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号4番について、担当地区推進委員の方が現地調査をされておりますので、報告をさせていただきたいと思ひます。

権利移転をする事由の詳細であります。譲渡人の父は長年にわたり申請地で稲作を行ってまいりましたが、数年前に父が死亡し、県外に在住しているため、みずから耕作することが困難となり、同じ部落の譲受人と売買の話がまとまり、今回申請地を取得するものであります。

譲受人の耕作状況等ではありますが、譲受人は兼業農家であり、譲受人及び譲受人の夫が主に農業に従事しております。譲受人に話を聞いたところ、現在所有している農地については全て耕作を行っており、また申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。なお、耕作機械、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しておられます。その他指摘事項はありませ

ん。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆704㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号5につきまして、去る10月3日に譲受人、譲渡人立ち会いのもと、現地確認を行っております。

権利転用する理由の詳細についてでございますけれども、譲渡人は譲受人の義理の父ということで、譲受人は昨年より申請地において夏秋ナス、ハウレンソウ等を栽培をしているもので、新規就農者として青年就農給付金制度を活用して、担い手として今現在頑張っております。ただ、この制度の要件となっております所有地の保有が必要ということがございますけれども、この面に関しまして、このたび義理の父より贈与されるものでございます。

譲受人の耕作状況等でございますけれども、譲受人は団体職員であります夫の補助を受けながら夏秋ナス、ハウレンソウを栽培しており今後におきましても担い手として農業に従事されると思われま。なお、栽培に必要な農具につきまして全てそろっている状況でございます。その他指摘事項は特にありません。審議方よろしくお願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号6でございますが、落合の使用貸人が、農業廃止によりまして、同じく落合の使用借人に、申請農地、畑2筆6,583㎡のうち6,582.4㎡を、3年間の解除条件つき使用貸借契約によります使用貸借権の設定の申請でございます。こちらは平成28年3月に設定したものの更新になります。ご審議方よろしくお願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号6番につきまして、担当推進委員さんが去る10月2日、6日に使用貸人の方に現地調査、それから10月5日の日に使用借人の方に電話にて確認をしております。

権利移転する詳細な事由ですけれども、使用貸人は太陽光パネルを設置し、使用借人はパネルの下部にて野菜を耕作するという事で申請計画書を提出し、平成28年度に本総会において新規許可された案件であります。そのときに契約期間が3年間だったために、今回の再契約を希望しているものでございます。

使用借人の耕作状況ですけれども、使用借人はミョウガ、ニラ等を植えつけし、耕作していますが、当初の計画がなかなか達成できず苦慮しておりますけれども、今回再契約ということで、さらに他の作物、またシイタケ栽培にも取り組むということで、今後借り人、貸し人双方計画の達成に向けて双方協力して頑張っていくということになっております。その他の指摘事項はございません。承認のほうよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号7でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆2, 966㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

9月30日に譲受人と現地を確認を行い、詳細について話を聞きました。譲受人と譲渡人との関係は、同じ地区でありますし、譲渡人の娘婿と本人が友達ということでございます。譲受人は、現在市外でハウス、路地でブドウ栽培を行っており、自宅の近くに新たなブドウ栽培の圃場を探していたところ、譲渡人の耕作を他の方に任せている土地と話がまとまり、権利移転を行うものでございます。

譲受人は、現在新規就農及び担い手の相談を市役所並びに農協に行っており、この承認が認められれば手続を行いたいということでございました。現在父親が農業を手伝ってくれていますので、この新しい土地が入ると、奥さんのほうについても農業のほうを手伝ってくれるということでございます。トラクター、管理機、農機具も所有しており、申請の土地については今後ブドウのハウスを計画しており、今後十分耕作していくものと思われま

たがって、今回の権利移転については問題がないと思われまますので、ご審議
よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8、9については、関連する内容ですので、事務局より一
括して説明をお願いいたします。

主事補 番号8、9について、一括して説明させていただきます。

番号8でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農
地、畑1筆378㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。
続きまして、番号9でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人
に、申請農地、田1筆672㎡を、交換によります所有権の移転の申請でご
ざいます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願い
いたします。

8番委員 はい、議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 はい、8番です。

番号8と9につきまして、今事務局の説明がありましたように関連していま
すので、あわせて説明させていただきます。

10月4日に地区担当委員と同行いたしました。

番号8の譲受人の家の前の崖が、大体下の譲渡人の畑、5mぐらい落差があ
りまして、7月の豪雨によりまして宅地の石崖が崩落し、下の畑に落ちたと
いうことの中で、これを復旧するために譲受人は譲渡人に本人が持つとる水
田と交換してくださいという要望の中で譲渡人が同意をいたしまして、今回
畑と田の交換になるということでの申請でございます。

今回この件につきまして、譲受人、譲渡人、双方立ち会いのもとでお話を聞
きましたところ、過去にもたびたびこういうことがあって、懸案のことだっ
て、ようやく農地交換で作業をするということでした。譲受人、譲渡人双方
とも農機具等を一式そろえており、今後も農作業に従事するものと認められ
ます。その他の指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたしま
す。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号10でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農
地、畑3筆4,756㎡を、贈与によります所有権の移転の申請ございま
す。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願

いたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、申請人立ち会いのもと現地を確認してまいりました。

10月7日に申請人と一緒に現地に行きまして話を聞きましたところ、申請人と譲渡人は近所同士で、権利移転の事由は、申請人の先代以前に所有権移転したため、この回の申請となったものであります。

譲受人は酪農を営んでおり、所有農地は全て耕作しており、機械等も所有しており、今回の申請地も牧草地として利用されております。その他指摘事項ですが、ありませんので、審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号11でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆278㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 現地調査を行った結果について、同じく18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件も、譲受人と譲渡人は近所同士で、権利移転の事由は、申請人の先代以前に所有権移転したものを今回の申請となったものであります。

譲受人は4人家族で酪農を営んでおり、所有農地は全て耕作されており、今回の申請地も牧草地として利用されております。その他指摘事項はありません。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号12でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆861㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件も、譲受人と譲渡人は近所同士であり、権利移転の事由は、申請人の先代以前に所有権移転されたものを今回の申請となったものであります。

譲受人は4人家族で酪農を営んでおり、所有農地は全て耕作されており、今回の申請地も牧草地として利用されております。その他指摘事項もありませんので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号13でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、田2筆1, 260㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件も、譲渡人と譲受人は近所同士で、権利移転の理由は、申請人の先代以前に所有権移転されていたものを今回の申請となったものであります。

譲受人は4人家族で酪農を営んでおり、所有農地は全て耕作されており、今回の申請農地も牧草地、一部家庭菜園として利用されております。その他指摘事項はありませんので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号14でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆581㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件も、譲渡人と譲受人は近所同士で、権利移転の事由は、申請人の先代以前に所有権移転されていたもので、今回の申請となったものであります。

譲受人は4人家族で酪農を営んでおり、所有農地は全て耕作されており、今回の申請農地も牧草地として利用されております。その他指摘事項はありませんので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第47号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第47号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件でございます。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（落合）は、以前住んでいた住宅が老朽化したため、取り壊して新たに居宅を新築されました。建物登記を行う際に宅地の一部が畑にかかっていることに気づき、田1筆22㎡を転用申請するものでございます。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま宅地として造成し、拡張しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円、■■■■万円、建ぺい率は22%。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願い

いたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 はい、2番です。

番号1について説明いたします。

今事務局の説明のあったとおり、住宅を新築するに当たりまして、宅地が一部不足になり、自宅の裏にあります畑を転用して宅地にするものであります。周りの農地は、全て我が家の農地でありまして、西も道路、南側も宅地、北、東がそのお宅の畑になりまして、周りに影響を受ける農地はございません。よって、ほかの方への影響は全くございませんし、特に指摘事項もございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人（勝山）は、現在の土地が自宅から遠方にあり、維持管理が困難になってきたことにより、自宅近くの申請地に墓石を移転するため、申請地、畑1筆19㎡を、墓地用地にするため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

議案番号2につきましては、担当推進委員さんが10月5日、申請人立ち会いのもと現地確認を行っておられます。

転用しようとする事由の詳細についてですが、申請地においては、近年は耕作しておらず、申請人の現在の墓地は従前の自宅裏にあり、このたび従前の自宅の売却を進めているため、住宅が売却できた暁には他の人の敷地を通過して墓地へ行くようになるため、申請地に墓地を移転するものです。申請地の位置ですが、申請地は申請人の現在の自宅南側隣接地にあります。周囲の状況ですが、東が田、西が山林、南が畑、北が自宅となっております。周辺農地への影響ですが、東側が現況田にて耕作中ですが、高低差もあり、日照、通風とも問題ないと思われまふ。南側畑については耕作されておられません。以上のとおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、特に問題

ないと思われまので、よろしくお願いいたします。その他指摘事項はありません。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第47号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は9件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、子供や孫が地元就職し、車がふえ、現在の車庫では手狭となったため、申請地、畑1筆122㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、車庫を建築するため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、横断図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願

いたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1について、地区担当推進委員の方の現地調査を行っていただいておりますので、報告をしたいというふうに思います。

現地確認につきましては、10月2日に申請の方と立会の上で確認をしているところであります。

転用しようとする事由の詳細であります。譲受人は現在の車庫が手狭になったことから自宅近くの土地を検討していたところ、譲渡人と話がまとまったことから申請を行うものであります。

申請地の位置であります。譲受人の住宅よりすぐ裏に位置しております。周囲の状況ですが、東が田んぼ、西と南については宅地、北は畑となっております。周辺農地への影響であります。申請地に隣接した農地がありますけれども、本申請は一般的な車庫であり、日照、通風に支障を来すことはないと思われま。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

番号2は追認任案件でございます。

申請人、譲受人（落合）は、実家がある敷地内に新居を建築しました。その際に宅地の敷地の排水路の整備を行いました。隣接する畑の一部を造成していることが判明し、申請地、畑1筆30㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅用地排水路に転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま宅地の排水路として整備しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円、排水路整備費用は■■■■万円に含まれています。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 はい、10番です。

番号2につきまして、去る10月5日に担当推進委員の方が譲渡人立ち会いのもと現地確認を行い、その内容を報告を受けておりますので、説明をさせていただきます。

なお、案件につきましては、先ほど事務局が言われましたように、追認案件となっており、そのことに関しまして、譲渡人、譲受人とも深く反省しているということでございました。

転用しようとする事由の詳細でございますけれども、譲渡人と譲受人とは親子で、現在譲受人は結婚して市内のアパートに住んでおりましたけれども、地元に戻ることを希望しており、このたび新居を譲渡人の宅地内に建てることとなりまして、畑の一部を宅地の排水路として整備するため譲渡されたものでございます。

申請地の位置につきましては、[]から南に約200mほどに位置し、譲渡人の宅地に接した場所となっております。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑ということでございます。周辺農地への影響につきましては、周りの畑などの農地はありますけれども、全て譲渡人の所有する農地ということと、排水路ということ日照、通風等支障することはないと思われま。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、使用借人（落合）は、現在市営住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、畑1筆383㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅を建設するため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[]万円、建物施設[]万円。費用の内訳として、[]万円。建ぺい率は26%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号3につきまして、使用貸人、現地立ち会いのもと10月1日に調査を行いました。

転用する詳細な事由ですけれども、貸し人、借り人は親子の関係になります。使用借人は、現在市営住宅に住んでいます。子供の小学校入学を機に現在両親が住んでいる自宅に帰ることになりましたが、自宅が手狭なことから、新たに自己住宅の建築を使用貸人の父親から譲り受け、新たに建築をするために申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、現在両親が住んでいる住宅のすぐ東隣になり、[]の南側に位置しております。周囲の状況ですけれども、東が山林、西が宅地、南が畑、北が山林です。周辺農地への影響ですけれども、申請地に接した畑がありますが、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在家族でアパートで暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたこと、また個人経営で中古車販売をしており車の置場にも困っていたため、申請地、田2筆1、160㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅兼事務所を建築するため転用申請するものです。農地区分は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[]万円、土地造成[]万円、建物施設[]万円。資金の内訳として、[]万円、[]万円。建ぺい率は30%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 はい、1番でございます。

この件につきましては、担当推進委員さんからの報告でございます。

9月29日に譲受人立ち会いのもとに現地確認を行いました。

転用しようとする事由でございますが、譲受人が住宅兼事務所の建設用地等を不動産業者に依頼して探してもらっていたところ、高齢で農業の継続を思案していました譲渡人所有の農地が場所的にもよいとの話で話を進めていただき、このたび売買の話がまとまったものでございます。申請地の位置で

ございますが、[REDACTED]から北へ200mのところがございます。周囲の状況でございますが、東側は田、西側は宅地、南側は市道、北側は田に面していますが、この周辺宅地化がどんどん進んでおるところでございます。周辺の農地への影響は問題ないと思われま。その他指摘事項もございませんので、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

7ページをお開きください。

番号5でございます。

番号5は追認案件でございます。

申請人、譲受人（久世）は、国道から自宅へ通じる道が狭く、自動車の通行に支障があったため、申請地、畑1筆10㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、進入路に転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま進入路の拡張整備をしており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は2種農地と判断されま。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]万円。費用の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員

議長。

議 長

はい、1番委員。

1番委員

はい、1番でございます。

この件につきましても、担当推進委員さんからの報告でございます。9月28日に譲受人立ち会いのもとに現地確認を行いました。

転用しようとする事由でございますが、譲受人と譲渡人は本家、分家の間柄で、譲渡人の住宅が火事で焼失いたしまして、新たに新築する予定もないので、以前から進入路が狭く、自動車の出し入れに苦勞していた譲受人が、進入路に隣接した宅地の一部を譲り受け、進入路を拡張した後、所有権移転の手段中に農地が一部含まれていることが判明したために転用申請を行うものでございます。申請地の位置でございますが、[REDACTED]から西へ約100mのところがございます。周囲の状況でございますが、東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は私道に面してあります。周辺の農地への影響は問題ないと思われま。その他指摘事項もございませんので、審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号6でございます。
申請人、譲受人（久世）は、現在家族でアパートで暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地、田1筆258㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、住宅を建築するため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は25%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 この案件は私が担当ですので、説明をさせていただきます。
10月3日に譲受人から話を伺い、現地確認をいたしました。
譲受人は、市内のアパートに住んでおりますけど、子供さんが大きくなったということで家を新築したいと土地を探しておりました。業者を頼んでおったそうです。また、譲渡人は市外に住んでおまして、農地の管理ができないうために、この土地を手放したいというふうに思っておりました。そこで両者の話がまとまったものであります。申請地の位置は、■■■■沿いの■■■■の■■■■前の交差点の指導を北へ進み、■■■■手前約100mのところでございます。周囲の状況ですが、東は市道、西は田、南は資材置場、北は畑でございます。周辺地は宅地化が進んでいるところではありますが、農地への影響はないものと思われまます。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。
続きまして、番号7について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 8ページをお開きください。
番号7でございます。
申請人、譲受人（久世）は、住宅敷地内に車を置く駐車スペースがないため、家に隣接している申請地、田1筆292㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天駐車場及び屋根つきカーポートを設置するため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 この案件は地域担当推進委員さんが担当しておりますけど、私のほうから報告をさせていただきます。

譲受人と譲渡人は兄弟でございます。譲渡人は譲受人より自宅を建てるために譲り受けた一部を宅地として登記し、残りは田のままで残っております。この残っていたところにカーポートを建て、あと露天駐車場に転用するものでございます。申請地の位置ですが、
[REDACTED]
と言っておりましたが、今は [REDACTED] に変わっておりますが、その前の交差点を東へ約300mほど進んだところでございます。周囲の状況ですが、東は市道、西は宅地、南は宅地を挟んで柿の畑、北側は住宅宅地となっております。周辺農地は少なく、カーポート等の建設によって影響はないものというふうに思われます。その他の指摘事項もございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

番号8でございます。

申請人、使用借人（久世）は、現在家族でアパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、畑1筆387㎡を、使用貸人（久世）から借り受け、住宅及び車庫を建築するため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 [REDACTED] 万円、建物施設 [REDACTED] 万円。費用の内訳として、 [REDACTED] 万円。建ぺい率は24%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員

議長。

議 長

はい、5番。

5番委員

5番でございます。

この案件については、推進委員さんから報告書を預かっておりますので、報告させていただきます。

9月29日に使用貸人立会のもと現地を確認しております。

転用しようとする事由の詳細ですけれども、使用借人は久世地内のアパートに住んでおり、両親が経営するお店を手伝っておりますが、このたび実家に隣接する祖父が所有している農地を借り受けて自己住宅を建設するものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は国道181号線沿いにある [REDACTED] 地内の [REDACTED] から市道を北に約400mほど入った高台に位置しております。周囲の状況でございますけれども、東は市道、西は山林、南は畑、北は宅地であります。申請地に接した農地がありますが、使用貸人が所有しており、建物は農地の北側に予定しているため、今後の耕作に当た

っては、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。この農地については、水利組合は存在しておりません。

以上のとおり、本案件について転用はやむを得ないものであり、周辺農地の影響についても問題ないと思われますので、審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号9について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 9ページをお開きください。

番号9でございます。

申請人、譲受人（■■■■法人）は、現在の職員駐車場が手狭になったため、申請地、畑1筆259㎡を、譲渡人（■■■）から譲り受け、露天駐車場にするため転用申請するものです。農地区分は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■万円、土地造成■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

この件につきましては、担当推進委員さんより調査報告書が提出されておりますので、報告をさせていただきます。

現地確認は、10月5日に譲受人、譲渡人双方立ち会いのもと、現地調査を行っておられます。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲渡人は長年にわたり申請地で耕作を行ってきましたが、近年ご主人も亡くなられ、高齢による労力不足により耕作も行えない状況でした。そんな折、近隣の譲受人より職員の駐車場が不足しているため申請地を譲り受けたいとの申し出があり、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。申請地の位置ですが、譲受人の■■■から東へ約50mの場所に位置してあります。周囲の状況ですが、東が道路、西が水路と道、南が住宅、北が道路。周辺農地への影響ですが、周辺には農地は一切なく、露天駐車場の予定のため影響はございません。

以上のとおり、本案件については特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。その他指摘事項はございません。

議長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第48号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第49号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第49号について朗読いたしますので、10ページをお開きください。
議案第49号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、平成30年10月10日付で報告の予定でございます。

本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては、10ページから11ページ、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第49号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第49号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、議案第50号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主事補 議案第50号について朗読いたしますので、12ページをごらんください。
今回は、農地中間管理機構との貸借分といたしまして、集積計画が上がっております。

12ページ、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

2番委員 議長。

議 長 はい、どうぞ。

2番委員 12と13ページのは、どねえ理解したらいいんですかね。

議 長 はい、事務局、よろしいか。

11番委員 同じことじゃ。

主事補 失礼いたします。

今ごらんになっていただいている12ページは農用地利用集積計画の公告でございまして、13ページ、次にご説明をさせていただくんですけども、配分計画のほうが同じ様式になっているかと思えます。こちらは国のシステム上、全く同じものとなってしまうんですけども、最後の14ページを見ていただくと、配分計画の受け人のほうが記載が明細で記載されてお

りますので、次の議案第51号のほうで説明をさせていただきます。

議 長 よろしいですか。

11番委員 議長。

議 長 はい。

11番委員 関連しますから、この12、13、14を、議案は3つありますが、一緒に説明したほうがわかりやすいんじゃないですか。

議 長 一括して。

11番委員 集積をしたものを分配して、その分配したものをそれぞれ6名がとってるという状況でしょう。

議 長 そうですね、はい。

11番委員 それぞれするからわかりにくいんで、説明するとすれば、やはりこの集積と分配とその後の分配の中の賃借権ですか、賃借権ですか、分配計画の分を一緒にやったほうがわかりやすいとは思いますが。

議 長 ちょっとシステムが変わって、ちょっと大変わかりづらくはなっております。

11番委員 システムの様式はシステムの様式として、説明するのには集積、分配が同時ですから、そのほうが2番委員さんみたいな質問にならない。そういう順番になってますよということを理解されれば、それぞれ提案をされても理解できますが。

議 長 そうですね。

はい、事務局、よろしい。

11番委員 検討していただければ、きょうのところは好きなようにしてください。

主 幹 議案としては、今回でいうと3つに分けさせていただいた上で、事務局の説明として、もう3議案とも一括して説明をするという方向で検討すればよろしいですね。

11番委員 議案第50号、議案第51号の2議案あるんですけど、関連するわけですから一緒に、別に絶対申請して確認しなくちゃいけないんなら1号ずつやればいいんですけど、事務局案がもしできるのであれば、一緒に説明したほうがわかりやすいと思う。

主 幹 ありがとうございます。

次回ちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。

議 長 それでは、再度検討するというので一応この場は、はい。

ほかにはございませんか。

17番委員 済いません。

議 長 はい。

17番委員 前だと、何をするとかというのが見えたりして、ああ、こんなんされてるん

だなあとかって思ったりすることができるけど、これだとほとんどわかんないですよ。たまに書いてあるぐらいで。だから、できたら何か、何をするとかというのを出せれるんだったら出していただけたら、ああ、こんなこと頑張っておられるんだとか、さっぱり本当がわからないですよ。

議 長 はい、事務局、いかがでしょう。

主事補 失礼します。

確かに利用目的が、今でしたら田というふうに田んぼを水田として書かせていただいているんですけども、9月の総会でも申し上げたとおり、システム上です、もう田んぼそのものとして記載をされてしまうんですけども。

8 番委員 そのことについて、冒頭に申請しとる言われたんじやのう、様式を。

主事補 そうですね、国のほうでは、はい、要望を。

8 番委員 12番さんがいろいろ質問されて。

主事補 今国に要望中がございますので、改修ができましたら、また詳しい様式にさせていただきますので、済いません。

議 長 それでは、質疑はよろしいですかね。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

それでは、続きまして、日程7、議案第51号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主事補 議案第51号について朗読いたしますので、13ページをお開きください。

議案第51号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に係る法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり、意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、平成30年11月28日付公告の予定でございます。

なお、配分計画についても様式が変更となっております。通常渡し人の公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団から受け人への配分ですが、システム上、所有者から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団への貸し出しというようになっております。

14ページに実際の受け人との各筆明細が記載されておりますので、ご了承ください。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおり、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借り条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えております。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

1番委員 すいません。

議長 はい、どうぞ。

1番委員 さっき言われたんですけえど、これは配分表ですが。配分表で受け人が財団になつとるとするのは、打ちかえすりゃあええんじゃねんかな、この運営法人。

議長 受け人は営農組合。

1番委員 営農組合でしょう、受け人が。

議長 受け人が、はい。

1番委員 へえでこれ、ここには受け人が財団法人になつとりますが。

議長 13ページですか。

1番委員 14ページ、おう、13ページ、配分。この受け人は、その14ページの法人が来る。

議長 最終的には。

1番委員 じゃあねえんですか。

議長 最終的には16ページ。

主事補 失礼します。

13ページの渡し人とされているのは農地の所有者でありまして、おっしゃられるとおり財団の。

1番委員 ここが財団になると思うんですよ。

主事補 そうですね、はい。

1 番委員 渡し人のところに育成財団が来て、それで受け人がその法人、14ページの法人が。

主事補 そうですね、その形。

1 番委員 そのほうがえんじゃねえかな。

主事補 おっしゃられるとおり。

1 1 番委員 それなんですけど、システム上そうならざるを得ないんです。

1 番委員 これは向こうが打ち込んできとるん、こっちで打つんじゃねんか。

主 幹 申請書の内容についてのシステムへの入力は事務局で行うんですけども、その入力内容について、議案として印刷される様式がもうこのような形で、もう決まっています。この形でしか出てこないんです。今おっしゃられるのが正しいお話になるんですけども、それをしようと思えば、事務局側で手作業で出てくるシートといいますか、データを加工した上で総会資料を作成していく必要があるんです。

1 番委員 ほんなら、結局これは間違えた資料が出とるということ。

主 幹 いえ。

1 1 番委員 違う、違う。

主 幹 国がつくったので、間違っていないんですけども、その一連の、先ほど11番委員言われたように、一連の流れの中で説明をさせていただければ、恐らくわかっていただけたと思いますので、今回の総会の説明では新たにこの様式でさせていただくので、事務局としてのちょっと説明も流れ的にうまくできてないんですが、11月には流れに沿った説明ができるようにさせていただきたいと思います。

何度も言いますが、真庭市以外の自治体からも国へのシステムの改修要望、もしくは様式の改修、修正要望は多々入れさせていただくような状況です。検討も踏まえておられるようなんですが、余りにもその質問が多いような状況です。システム改修が間に合っていない部分が多数散見されるというふうにも聞いておりますので、今後徐々に改修される部分が出てくると思います。そういったことになって期待はしておるんですけども、それまでの間は現システムで作成できる総会資料での対応になりますので、ご了解のほどをお願いしたいと思います。

1 番委員 はい。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第51号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画の決定については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうからほかに何かございませんか。

＜「なし」の声＞

議 長

ないようです。

事務局、よろしいか。

主 幹

すいません、それでは、総会終了後に、さきにお話しさせていただいた編集委員会のほうを開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、以上をもちまして10月総会を閉会したいというふうに思います。

次回11月総会は11月13日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いたします。

それでは、閉会の挨拶をお願いたします。

7番委員

すいません、済いません、ちょっとごめんなさい。

ここに農地相談会の開催についてというあれを、先月でしたかいただきまして、これはもう13回というか、推進委員の方も、農業委員の方も、中間管理機構の方も、中間管理機構の方も来られるんでしょうけども、推進委員の方でも時間を見て適当に参加してくださいということですか。

主事補

そうですね、各担当地区の委員さん、推進委員さんにはちょっとお手数をおかけするんですけども、相談会にご参加いただければと思います。どうしてもご都合が悪い場合は、中間管理機構の担当者のほうにご連絡をいただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

13番委員

いやいや、いやいや、半強制的というか、出てください、用事がない人は出てくださいというふうに言われたほうが、それでないと、誰も出んでも仕方がないんじゃないですか。

8番委員

これは相談に出る人を募れという意味じゃねえんか。

議 長

いや、これは委員さんに出てくださいという、判断して。

13番委員

うん、この周知方法とか、相談会に来られる人への周知は、それはどういうふうに、されとんですね、もうされとん。

主事補

相談の周知のほうは、MITのデータ放送のほうでさせていただく予定にな

っております。

1 3 番委員 それのみで、別に前は農業委員の人が、いろいろ相談受けた人を割り振られたりしようたんですけど、そんなことは関係なしでもう、それで1本でもうほんなら、来られりゃええし、来られなかったらもうそれでええしということですかね。

主事補 そうですね。

7 番委員 テレビ、真庭テレビだけでなしに、告知放送もたったらどうですか。やっぱりテレビを見てない人もおられるし。

会長、ほんならよろしい。せえで、今言われようるように、農業委員さんが、結局委員さんはとりあえず出てくださいという形のほうがええと思います。

議 長 そうですな。

はい、都合のつく時間でいいとは思いますが、まあどちらか、はい、出ただけであればというふうに。

7 番委員 これのもし出席する場合は、この打合会というところが、こういうことの相談が多いとかというような話はないんです。そういう前例を見て、初めて私も、もし出席した場合は初めて相談のような形なんで、打合会とか、勉強会というちゃいけませんけど、こういう相談がありますとかというような話はないんです。

ただ漠然に行って、どういうことを答えたらええかというのをちょっとわかりかねるような気がするんですけども。

議 長 それは今、中間管理機構が主導をとってやられとると思うんですけど、以前農業委員会で農業問題の相談会というのを毎年一回やっとなんですけど、今はちょっとやってないんです。それは、農業全般のどういう問題が出るわからんですけど、来たものを話をするというような体制でした。これは農地の相談ということで、はい。相談会ですので、それは当日の話になるということです。

1 2 番委員 誰の相談って教えていただくとか、これ司会するのは誰がイニシアチブをとって、そして流れとしてはどんな流れでなさるのか、そういったことを事前に相談、受け側も知りたいです。流れとしてはどう流れていって、そして相談が進んでいくんですか。それからそれが1点と、具体的に相談例って何の相談があるんですか。恐らく初めて、私も初めてなので、具体的にお願いいたします。

主事補 失礼します。

相談会については、各地区で農地中間管理機構と相談で、常駐させて、その場にいさせてもらって相談に来た方の相談を受けていただくということなの

で、ちょっとその去年の相談内容を担当者のほうに聞いてまいりますので、事前の相談会の勉強会、対策というものもちょっと相談をさせていただきます、すいません。

1 1 番委員 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番委員 日程調整なりなんなり、もうすぐ来る日程なので、なかなか相談会と事前の勉強会も難しいと思うんですが、今の事例がもし何件かあるのであれば、その案件を整理をしていただいて、そのペーパーを各農業委員のほうに送付をしていただければ、ある程度の案件はわかるんじゃないんですかね。
同時に、この間の農業相談も出させていただきましたけども、開始、終了ということはどうも別にイニシアチブはとられてないんで、自然の流れの中で始まって終わると思うんですが、先ほど言われたこの間の相談者という方は余り参加人数がおられた記憶がないんで、テレビというよりは、やはり告知の方法をもう少し考えられて、本当に参加していただこうと思うのであれば、周知を徹底をされたほうがいいと思います。
以上です。

主事補 ありがとうございます。

ご意見いただいたとおりに、その相談内容をまとめさせてもらって皆さんのほうに送付をさせていただきます。

また、告知放送のほうも実施させていただきますので、ありがとうございます。

7 番委員 ちょっと、ちょっといい。

議 長 はい、どうぞ。

7 番委員 その件はそういうことでよろしくお願いします。

農業新聞の購読目標がありますよね。ほんで、まず10部、目標が。よその市を見ますと、農業委員、推進委員の方はほとんど購読されてますよね。この真庭市の場合は、8名ほど推進委員、農業委員でされてない方がおるということで、一般の方に広める前に、我々農業委員とか推進委員のやっぱり自覚を持って、その新聞を購読するという気持ちは大事なと思うんです。その意味で、推進のほうも我々がすればいいんか、地元がすればいいんか、会長がすればいいんかわからんですけど、そういうのほうかえんじゃねえでしょうか。

議 長 そうですね。一応農業委員の活動の一つになっておりますんで、事務局のほうからも、まだ委員さんや最適化委員さんでまだとられてない人は送付しとるということを聞いております。農業新聞のほうも以前は百何十部、県内で一番真庭が多かったんですけど、今ちょっと減ってこういう数になってお

りますけど、一人一人皆さん、1人を目標に頑張っていたらというふうに思います。10という数はのうなってもよろしいですけど、はい、努力するということで進めていっていただければありがたいというふうに思っております。

それではよろしいですかね。

ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長

それでは、閉会の挨拶をお願いいたします。

(午前11時15分 閉会)